

高齢者介護総合センター聖母の園短期入所生活介護3割料金表(1日あたり)
(令和6年8月1日より)

(1)多床室 介護サービス利用料自己負担額(介護職員処遇改善加算Ⅰを除く)+食事負担額+滞在費(光熱水費)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22
介護サービス利用料	¥6,800	¥7,550	¥8,344	¥9,106	¥9,857
介護保険からの給付	¥4,760	¥5,285	¥5,840	¥6,374	¥6,899
介護サービス利用料自己負担額	¥2,040	¥2,265	¥2,504	¥2,732	¥2,958
食事負担額	1,650 円				
滞在費	915 円				
合計負担額合計	¥4,605	¥4,770	¥5,069	¥5,297	¥5,523

(2)従来型個室 介護サービス利用料自己負担額(介護職員処遇改善加算Ⅰを除く)+食事負担額+滞在費(光熱水費+室料)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22
介護サービス利用料	¥6,800	¥7,550	¥8,344	¥9,106	¥9,857
介護保険からの給付	¥4,760	¥5,285	¥5,840	¥6,374	¥6,899
介護サービス利用料自己負担額	¥2,040	¥2,265	¥2,504	¥2,732	¥2,958
食事負担額	1,650 円				
滞在費	1,231 円				
合計負担額合計	¥4,921	¥5,146	¥5,385	¥5,613	¥5,839

※1単位 10.88円

★上記の合計負担額に介護職員等処遇改善加算Ⅰを足した金額が利用料となります。

※1日単位介護職員等処遇改善加算Ⅰ(この加算は月の総単位数で計算するので目安として参考してください)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室介護職員等処遇改善加算Ⅰ(単位数)	87	97	107	117	126
個室介護職員等処遇改善加算Ⅰ(単位数)	87	97	107	117	126
多床室利用者自己負担額	¥284	¥317	¥350	¥382	¥411
従来型個室利用者自己負担額	¥284	¥317	¥350	¥382	¥411

(3)加算額

介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を目的とした加算。事業所が加算の算定額に相当する賃金改善を実施する事や、介護職員処遇改善計画書作成等、一定の条件を行っている場合。サービスごとに設定された加算率（14.0%）を月の報酬単価に掛け、その分	自己負担額は個々に算定額が変わります。
○1ヶ月の当施設短期入所利用総単位数に14.0%を乗じた単位数 当施設の短期入所利用分月総単位×0.14＝介護職員処遇改善加算Ⅰの単位（四捨五入） (介護職員処遇改善加算Ⅰ単位×10.88円『切り捨て』)－(介護職員処遇改善加算Ⅰ単位×10.88円×0.8『切り捨て』)＝自己負担額		

		基本単位数	介護サービス利用料	介護保険からの給付	自己負担額
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上配置されている	22単位/1日	239円	191円	48円

(4)その他の加算額

		基本単位数	介護サービス利用料	介護保険からの給付	自己負担額
送迎加算	御自分で来所が困難な方は、御希望で入退所時の送迎を行います。 実施地域は、戸塚区(原宿、小雀町、影取町、俣野町、東俣野町、深谷町、汲沢町、戸塚町)、栄区(田谷町、金井町、長尾台町)	184単位/片道	2,001円	1,600円	401円
療養食加算	利用者の病状等に応じて、主治の医師より、利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合。(食事せんが必要です。)	8単位/1食	87円	69円	18円

(5)入所・退所日の食費

入所日・退所日の食費は、1食毎で計算させていただきます。	朝食	昼食	夕食	1日
	300円	700円 (おやつ代込)	650円	1,650円

(6)その他費用

理髪・美容	横浜ビューティヘルパー	毎月2回		2000円+税
訪問販売	川戸商店	毎月2回	第2・4土曜日	ベッドサイド2300円+税
買い物代行		毎月3回	木曜日	要した費用の実費
特別な食事				要した費用の実費
外出・クラブ等				要した費用の実費
喫茶コーナー	コーヒー代			100円

令和6年8月1日現在